



HIROSHIMA-SHOBARA
Shobara Tourism Authority

【お問合せ・お申込み】

(一社) 庄原観光推進機構 (庄原DMO)

【TEL】0824-75-0173(代) 【E-mail】kanko@shobara.net

旅行条件(抜粋)

○詳しい旅行条件の説明をWEBサイト(<https://shobara-info.com/topics/1397>)にてご確認のうえお申込みください。

●申込金／日帰りツアーは、旅行代金の全額を申し受けます。

尚、申込金はご旅行代金や取消料の一部に充当します。

●取消料／旅行契約成立後、お客様の都合で契約を取り消される場合には旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。但し、契約解除のお申出をされた当社の営業時間内とします。営業時間終了後に着信したFAX、Eメール等は翌営業日の受付となります。

日 帰 り	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後の解除 及び無連絡不参加
	11日前まで	10～8日前まで	7～2日前まで			
	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

●責任・免責事項は、標準旅行業約款の規約によります。

■旅行企画・実施(一社)全国旅行業協会正会員

広島県知事登録旅行業 第 地域-421号

(一社) 庄原観光推進機構 (庄原DMO)

庄原市三日市町4-10 里山の駅 庄原ふらり内

総合旅行業務取扱管理者／坂田忠則

TEL (0824) 75-0173 FAX (0824) 75-0172

営業時間 8:30～17:15 ※営業時間後のFAX等の受信は、翌営業日の扱いとなります。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の取り扱う営業所での取引の責任者です。
この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、
ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

※個人情報のお取扱いについて／

ご予約・お申し込み時にいただくお客様個人情報は、お客様との
連絡ならびに旅行の遂行と今後のご案内等に利用いたします。

旅行手配に必要な場合にのみ運送・宿泊機関など第三者に提供します。

運行バス会社:(有) 君田交通、備北交通(株)、(有) 石田タクシー

募集型企画旅行実施可能区域／

庄原市・三次市・神石高原町・府中市・新見市(岡山県)・高梁市(岡山県)・
日南町(鳥取県)・奥出雲町(島根県)・飯南町(島根県)・雲南市(島根県)